

# 高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時 福祉給付金) について

## 高齢者向けの年金生活者 支援臨時福祉給付金とは？

「二億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援し、個人消費の下支えを行うために支給する給付金です。

## 支給対象者

平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者(※①)のうち、年齢が平成28年度中に65歳以上(※②)の方

※①平成27年1月1日において、下田市に住民票がある方で、平成27年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

※②生年月日が昭和27年4月1日以前

ただし、左記の条件に該当する方は支給対象外です。

①支給対象者を扶養している方が平成27年度分の住民税を課税されている場合

②生活保護制度の被保護者となっていない場合

③中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合

④国立ハンセン病療養所等入所者給与金

## 申請方法

対象と思われる方には、4月末に市からお知らせと申請書類等を郵送いたします。

申請書類が届きましたら、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送または窓口にて平成28年8月2日(火)までに請求手続きをお願いします。

## 持ち物

①記入押印いただいた申請書  
②申請者の方と、給付金をもらう方全員(代理の場合は代理人を含む)の公的身分証明書(※)のコピー

③申請書に記入した振込口座の通帳のコピー(振込口座は、世帯の代表申請者のも

のでお願いいたします)。

※公的身分証明書とは「運転免許証」や「各種健康保険証」等になります。外国人の方は「在留カード・特別永住者証明書」のコピーが必要ですが。

## 支給額

支給対象者1人につき

30,000円

## 受付期間

5月2日(月)～8月2日(火)

9時～17時

※土日祝日を除く

※郵送の場合当日消印有効

## 受付場所

市役所別館1階特設会場

※検診室のとなり

※会場は、本庁舎(本館、西館)内ではありません。本

庁舎より駅寄りにある1階

に検診室・2階に建設課が

ある建物内です。

※福祉事務所窓口では受付を行っておりません。

## 支給開始時期

6月末より支給開始予定

※受付完了から支給までは、

2か月～2か月半程度かかります。

## 問合せ先

福祉事務所社会福祉係

(窓口⑥) ☎22216

# 住宅用太陽光発電システムの 設置費を補助します

## 必要書類

## 対象者

①下田市民であって、自ら所有・住居する住宅又は購入する新築・建売住宅に機器を設置する予定の個人(工事完了時点で下田市民となる方を含む)。

②世帯全員が市税の滞納がないこと。

③太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力を保証するもの。

④正常な使用にもかかわらず、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等システムの主要部分が故障した場合に、無償修理(同等品との交換を含む)を保証するもの。

⑤リース契約は不可。

⑥補助金額 1キロワットあたり3万円(12万円を上限)

当初予算額 120万円

## 対象機器

①未使用品の機器であること。

②次に掲げる保証が、設置後10年間、製造メーカーにより付されるもの。

・太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力を保証するもの。

・正常な使用にもかかわらず、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等システムの主要部分が故障した場合に、無償修理(同等品との交換を含む)を保証するもの。

③リース契約は不可。

④補助金額 1キロワットあたり3万円(12万円を上限)

当初予算額 120万円

⑤リース契約は不可。

⑥補助金額 1キロワットあたり3万円(12万円を上限)

当初予算額 120万円

⑦リース契約は不可。

⑧補助金額 1キロワットあたり3万円(12万円を上限)

当初予算額 120万円

⑨リース契約は不可。

⑩補助金額 1キロワットあたり3万円(12万円を上限)

当初予算額 120万円

## 必要書類

補助金交付申請書に次の書類を添付してください。

①世帯全員が入った住民票

②発電システム設置工事同意書(所有者が複数いる場合)

③システム設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し

④システムの公称最大出力など仕様がわかる書類

⑤システムの設置箇所の計画図及び設置箇所を含めた住宅全体が入った現況写真

⑥市税の完納証明書

## 注意事項

①交付決定前に機器の設置工事に着手した場合は、補助金が支給されませんので、工事前に申請してください。

②平成29年3月20日までに電力会社と受給契約をすること

その他 申請書類等詳細はホームページをご覧ください。

お問い合わせください。

環境対策課環境保全係

(窓口⑦) ☎22213

☎22213

☎22213

☎22213

☎22213

☎22213

☎22213

☎22213

☎22213

☎22213

☎22213